

問36 知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームの取扱は、別表第1の1の部(3)の項サに掲げる知的障害者援護施設から除外されているが、別表第1のどの施設に該当するか。

答36 知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームは、別表第1の1の部(3)の項サに掲げる知的障害者援護施設から除外しており、別表第1の1の部(24)の項イに掲げる寄宿舎と同等の位置づけとし、同項に掲げる「ウ その他これに類するもの」に含まれるものである。

問37 事務所及び工場を都市施設と位置づけ、整備対象とした理由はなにか。

答37 事務所及び工場は、通常、限られた人の「就労の場」であるが、障害者等の雇用の拡大と職場環境の改善を図る必要がある。事務所及び工場のバリアフリー化は、すべての就労者にとっても職場環境の向上となることから、都市施設として位置付け、整備対象としている。

また、大規模なものは、より多くの人々が就労し、施設を使用することになるため、その規模が3,000㎡以上のものを特定都市施設として、その新築等に当たり、協議を必要とすることとしている。

問38 共同住宅と寄宿舎はどう違うか。

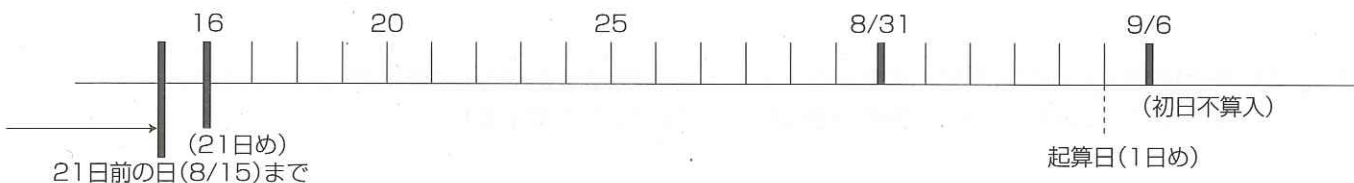
答38 共同住宅と寄宿舎は、本条例において用途面積が2,000㎡以上のものを特定都市施設として位置づけている。寄宿舎とは、学校、事務所、病院、工場等の事業に付属する居住施設で、主として生徒、職員、従業員等のうち、もっぱら単身者を対象とする複数の寢室を有し食堂、浴室等の共同施設が設けられたものをいう。住居として、各戸にトイレ、浴室、台所等すべて備えたものは、寮という名前をつけられていても共同住宅と解する。

問39 仮設建築物の新築等をしようとする場合も整備基準を遵守しなければならないか。

答39 仮設建築物であってもその用途が都市施設に該当する場合は、整備基準を遵守しなければならない。

問40 条例施行規則第5条に「特定都市施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに特定都市施設新築等届出書により行うものとする。」とあるが工事に着手する日が9月6日の場合にいつまでに届出書を提出しなければならないのか。

答40 本設問では、8月15日までに届出書を提出する必要がある。



問41 用途面積を100㎡以上、2,000㎡以上、3,000㎡以上とした理由は何か。また、用途面積100㎡以上というのは、厳しすぎるのではないか。

答41 すべての都市施設の設置者等に届出を課すことは、小さな施設の新築等をする事業者に過重な負担を強いることや障害者、高齢者等の利用頻度が低い施設まで整備を求めることになるため、用途及び規模に応じて届出等をするものとしたものである。

都市施設の中でも公共性が非常に高い施設、高齢者、障害者等がよく利用する施設は、その「すべて」のものを、それに準ずるものや身近に利用する飲食店等の商業施設、スポーツ施設、宿泊施設などは100㎡以上のものを、また、共同住宅等は2,000㎡以上のものを、事務所、工場等は3,000㎡以上のものを特定都市施設として位置付けている。

施設の整備基準については、特定都市施設でなくても都市施設に該当すれば、整備項目の基準への適合努力義務を求めることとして

いる。

届出の対象となる整備項目は、その規模により規定することとし、用途規模は次のとおり定めている。

●100㎡以上について

公共性が非常に高い施設や高齢者、障害者等がよく利用する施設に準ずるものは身近に利用する施設であり、できるだけバリアフリー化を進めることが望ましいことから100㎡以上を特定都市施設とした。

具体的には、無床診療所、保育所、学校、集会場、劇場、百貨店、スーパーマーケット、銀行、ホテルなどである。最近急増し、身近に利用する施設であるコンビニエンスストア等は、200㎡未満のものがほとんどであり、届出の対象となるものが多いと考えられる。

なお、他県並びに他都市では、300㎡又は500㎡としているところが多い。

●2,000㎡以上について

共同住宅及び寄宿舎についても、バリアフリー化が必要であり、小規模な施設でもバリアフリーになっていることが望ましいが、事業者（設置、管理者）にあまり過重な負担とならないようにするため、2,000㎡としている。

なお、2,000㎡の共同住宅は、住戸数約20戸程度である。他県他都市では、50戸程度以上を基準としている例が多いが、50戸以上という大規模では、適用される例が極めて限定される。（市条例では住宅戸数によらず面積規模により規定している。）

●3,000㎡以上について

事務所及び工場等のうち、大規模なものは、より多くの人が就労し、施設を使用することになると考えられるため、3,000㎡以上としている。

問42 特定都市施設である建築物の用途面積に含まれる範囲はどういう考えか。

答42 不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設（特定であるが多数の利用者である学校、福祉施設等）を都市施設として規定しており、その運営上不可欠のもの、例えば、もっぱら従業員のみが利用する飲食店の厨房、従業員休憩室なども、施設を運営する上で不可欠の部分であり、用途面積には算入される。

その他の例として、パチンコ店の上の階に従業員寄宿舎がある場合、当該寄宿舎が独立していてもその機能を果たすことから、当該施設は単に店舗としてではなく、複数構成施設として考えるべきである。

問43 特定都市施設である建築物のすべてについて、整備基準を満たさなければならないのか。

答43 不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設を都市施設として規定しており、整備基準では、施設を利用する際の少なくとも1以上の経路の整備を対象としている。

このため、非常階段やバックヤードなど主要動線から外れる部分の取扱いについては、個別の状況により判断されるものと考えられる。

問44 敷地の門から建築物の玄関までの通路は緩やかであったり、急であるなどさまざまである。建築物の周囲の水はけ勾配などもあるが傾斜路としての定義はあるのか。

答44 道路から建築物の出入口に至る経路又は建築物内部の高低差のある通路は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように配慮したものであることが望ましい。傾斜路は、段差がある部分を解消するための通路であり、通常建築物の周囲に設けられる程度の水はけ勾配は傾斜路には該当しない。また、自然の地形で斜面になっている部分に通路をつけた場合も傾斜路になり、傾斜路としての整備基準への適合努力が課されることとなる。

問45 保育所、教育施設、共同住宅及び寄宿舎は、特定の者が利用することが多いと思われるが、整備基準で建築物の出入口から道路までの通路に視覚障害者を誘導する装置を設置することとする理由はなにか。

答45 道路から建築物の出入口に至る経路は、送迎の保護者や来訪者が利用するために整備を要するものである。なお、建築物の内部については、当該施設を日常的に利用するのは、生徒（児童、園児）、職員等であり、視覚に障害のある来訪者は、学校等の職員により案内が行われること及び共同住宅等についても利用者が限定されていることから、整備基準に規定していない。